

令和5年度 職員等提案制度職員投票 投票結果

優れた業務改善を行った取組について、職員投票の形式で皆さんに選考してもらった結果、次の3つの取組が選ばれました。

表彰式は1月4日に行われ、市長から表彰状と副賞が贈呈されました。

職員投票の投票結果

○投票期間:令和5年7月3日～令和5年7月31日

○表彰ノミネート事例数:8事例

○投票数:504票

収納課

獲得票数

①89票②88票

改善事例

- ①QRコードを活用した多言語翻訳
- ②国民健康保険税における口座振替推進キャンペーンの実施

改善内容

- ①QRコードを活用した多言語翻訳に対応する催告状を作成し、外国人に納税の催告について正しく伝えることができた。
- ②越谷愛されグルメを景品とした口座振替キャンペーンを行い、口座振替申込件数の増加とこしがやの魅力発信に寄与した。

副賞

賞状・マグネットシート

保育入所課

獲得票数

86票

改善事例

- ・法定代理受理の変更方式の切り替え

改善内容

- ・認定こども園における預かり保育の利用の際の給付について、償還払い方式で行っていた一連の事務を改め、園が保護者に代わって請求する法定代理受領方式に切り替えた。

副賞

決裁板・賞状額

受賞、おめでとうございます

今回の受賞は、普段の業務をもっと良くできないか、越谷市にとって重要なことは何か、という問題意識を日ごろから持ちながら取り組まれた結果だと思います。次のページにその取組内容を紹介するので、そんな意識を持ちながら皆さんも、小さなことから市全体に関わることまで、まずは業務改善について考えてみてください。

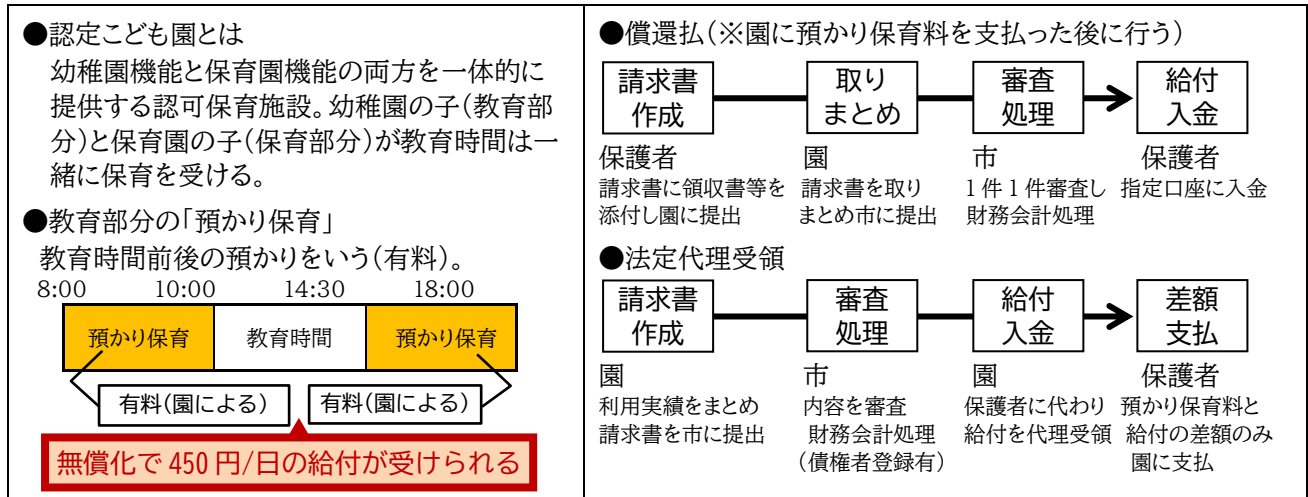
受賞者インタビュー



●保育入所課

法定代理受領方式への切り替え

幼児教育・保育の無償化のうち、認定こども園(教育部分)で預かり保育の利用があった際の給付について、「償還払」方式(キャッシュバック)で行っていた一連の事務を改め、園が保護者に代わって請求する「法定代理受領」方式に切り替えた。これにより、保護者、園、そして市にとって作業の負担が減少した。



取組について

令和元年(2019年)10月に開始された無償化のうち、幼稚園や認定こども園の預かり保育給付は、国から「償還払しか想定していない」と説明がありましたが、法的には法定代理受領も可能となっていました。このため、償還払を基本としつつ、市独自事業のこしがや「プラス保育」幼稚園事業で法定代理受領を取り入れてみました。結果、支障なく事務処理できたため、基本を改め、認定こども園でも法定代理受領に切り替えたのが今回の取組です。

その際、無償化開始以前から預かり保育の園への事業費補助のため各園に入力を求めている既存のExcel「預かり保育実績報告システム(すてっぷ)」に法定代理受領に必要な情報が網羅されていることから、これに請求書など無償化に必要なシートを加える工夫をしました。

結果として、園はこれまでどおり「すてっぷ」に入力すればよだけで追加の事務はほとんどなく、償還払に伴う取りまとめ作業などの事務がなくなりました。保護者にとっても、請求書を作成する手間がなくなったほか、預かり保育利用後に預かり保育料と給付の差額のみ園に支払えばよくなり、一時的な経済負担がなくなりました。市も、保護者個人の口座番号の確認など、手書きの請求書のチェックが不要となりました。

保護者、園、市の三者いずれにも「よくなった」と実感できる取組になったと感じています。



本事業担当の皆様

※こしがや「プラス保育」幼稚園
条件を満たした長時間預かりを実施している幼稚園・認定こども園

※「すてっぷ」
預かり保育の煩雑な集計を簡素化するため平成30年度に作成。令和元年度の職員等提案制度職員投票で受賞

実施してみたの効果

書類審査に係る市職員の事務負担が縮減(担当職員2名で約30時間/年)できました。

また、振込件数を減らす(減少数 565 件/年)ことで、一般会計で負担している振込手数料も縮減できました。

共働きの増加に伴い、預かり保育を行う保護者が増加傾向にあります。以前の還付払方式を継続していた場合、請求書がどんどん増える状況だったため、事務処理がさらに煩雑化していた可能性があります。法定代理受領では、対象者が増えても確認作業が少ないため、効果を実感できています。

4 償還払の振込先(※1)

区分
 継続 → 以前の振込先と同じ口座に振り込みさせていただきますので、口座情報の記入は不要です。
 新規 } 下欄に記入してください。
 変更 } さらに、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類を添付してください。

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	口座番号	* 1 2 3 4 5	
農協・信用組合	出張所	マルザンカ?	
支店	口座名義(カタカナ)	マルザンカ?	

※1 振込先は請求者名義の口座です。もし請求者と口座名義が異なる場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5 在籍圏の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合は記入(※2)
 在籍している幼稚園等では、合算できません。

6 施設等利用費の償還払請求額

利用年月 ※3	在籍圏の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額 (d) ※3 ※5	対象額合計 c + d (e)	給付上限額 (f) ※6	請求額 eとfの 低い方 ※7
	施設に支払った金額 (a) ※3	利用日数	算定基本額 (b) (450 × 利用日数) ※4	aとbの 低い方 (c) ※4				
4月	10,000 円	15日	6,750 円	6,750 円	6,750 円	6,750 円	6,750 円	
請求額合計						6,750 円		

※2 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4~6月、7~9月、10~12月、1~3月)に支払います。
 この用紙を3か月分まとめて請求してください。
 ※3 「施設に支払った金額(a)」及び「認可外保育施設等に支払った金額(d)」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
 ※4 預かり保育事業は、月ごとに「450円(日額単価) × 利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額(a)」と「算定基本額(b)」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額(c)」とします。
 ※5 「認可外保育施設等に支払った金額(d)」は、※2のとおり、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
 ※6 給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。
 ※7 「対象額合計(e)」と「給付上限額(f)」の低い方が請求額となります。

償還払の場合、保護者の手書きの請求書を1件1件チェックしていた。
 書き誤りの修正依頼や、読み取りにくい箇所を正確に入力する作業に苦勞していたとのこと。

課の検討体制と今後の取組

当課では、課内担当者で月1回の会議を行い、各担当の事務について情報共有をした上で意見交換を行っているため、業務の効率化や課題の抽出がなされやすい環境があります。

また、普段から大小さまざまな困ったことをまわりにすぐ相談できる雰囲気があり、業務について相談がしやすい、業務を改善するアイデアが出やすい環境が整っていると考えています。

事務の効率化を行って削減できた時間を有効活用し、保育事業をより充実させていきたいと思ひます。



課内担当者会議の様子